

# バリクリーン内の貸出施設について

## ■ 使用目的について

(環境教育や防災研修をテーマとした使用を推奨します)

- ・ 交流、研修の場として
- ・ 各種イベントやスポーツの場として

## ■ 貸出施設と使用料について

施設名	使用料(1時間あたり)
大研修室	600円
研修室	100円



大研修室



研修室

- \* 貸出時間は各施設、午前9時から午後10時まで
- \* 大研修室を使用する中学生以下又は65歳以上の登録団体については、所定の使用料の半額とします。
- \* 小学校及び中学校が学校行事で使用する場合は、使用料を免除します。
- \* 研修室の2分の1以下の部分を使用する場合は、所定の料金の半額とします。
- \* 上記の推奨する使用目的で使用する場合は、使用料免除の措置があります。

## ■ 施設使用登録団体について

- ・ 使用される方は、団体登録をしてください。
- ・ バリクリーン施設使用登録団体申請書は、バリクリーン(今治市クリーンセンター)のホームページをご覧ください。

## ■ 団体登録条件

- ア 5名以上の構成員のうち過半数が市内在住者、在勤者、在学者の団体であること。
- イ 代表者が15歳以上の市内在住者であること。
- ウ 中学生以下の団体登録をする団体は、登録者の過半数が中学生以下であること。
- エ 65歳以上の団体登録をする団体は、代表者が65歳以上で、かつ登録者の過半数が65歳以上であること。

## ■ 施設の予約申請について

- ・ 施設の使用は原則、予約制です。
- ・ 施設を使用される団体はバリクリーン施設使用申請書を提出してください。
- ・ バリクリーン施設使用申請書は、バリクリーン(今治市クリーンセンター)のホームページをご覧ください。
- ・ 原則、毎月10日(休業日の場合はその翌開業日)の開業時間(午前8時30分)から先着順で翌々月までの使用申請ができます。
- ・ 申請は月曜日から金曜日までの平日午前8時30分から午後5時15分まで受け付けいたします。
- ・ 申請書の提出先は、バリクリーン2階のリサイクル推進課です。

# いまばり リサイクル通信

【保存版】

令和元年(2019)6月1日発行 No.32

発行 今治市市民環境部リサイクル推進課  
TEL0898-47-5374(直通) FAX0898-48-3942



## ごみの分別にご協力ください

燃やせないごみの中には、たくさんの未分別ごみが含まれています。  
燃やせないごみ収集車1台1,130kgから、**342.92kg(約30%)**の燃やせないごみ以外のものが出てきました。

### 1,130kgの内訳

燃やせないごみ 637.08kg 小型家電 150kg  
燃やせるごみ・資源(ペットボトル・プラスチック製容器包装) 310kg スプレー缶 8.74kg  
ライター 0.74kg 電池 1.52kg リチウムイオンバッテリー 1.18kg 処理困難物 20.74kg



スプレー缶 8.74kg



ライター 0.74kg



燃やせるごみ 310kg



電池 1.52kg

スプレー缶やライターは、燃やせないごみに入っていると処理設備内やごみ収集車内部での火災の原因となり大変危険です。資源の日に**危険ごみ**のコンテナへ入れてください。

また、燃やせないごみの中にはペットボトルや洗剤・調味料等の**プラスチック製容器包装**が多く入っています。ペットボトルやプラスチック製容器包装は汚れを落とし、決められた**資源**の日に出してください。

※未分別のごみは原則として回収いたしませんので、正しい分別方法でお出してください。

## 『古紙』の出し方にご注意ください!!

点字印刷紙(感熱性発泡紙)は、新しい紙の原料にならないため、**古紙として回収ができません。**

点字印刷紙は、**燃やせるごみ**で、  
出してください。



## 第45回市民大清掃の日程が決定しました。

**と き** 令和元年7月7日(日)【小雨決行】  
(作業時間は午前7時から約2時間です。)

※大雨の場合は中止になります。**(延期はありません)**

- 雨天中止連絡：前日7/6(土)正午までに決定し、以下の連絡網にてお知らせします。  
リサイクル推進課(総括事務局)→地区事務局(各公民館、各支所住民サービス課)、実施団体の各代表者→ごみ運搬ボランティア業者及び、実施団体の会員にお知らせします。



**天候の急変による場合は、各地域の判断により、中止してください。**

『まちづくりは、まずきれいな街から』を合言葉に日本一美しい街にしましょう。  
市民のみなさんのご参加をお願いします。

◎お願い 市民大清掃は公共の場所を清掃する活動です。公共の場所以外の清掃、または草刈や木の剪定は危険を伴いますので、市民大清掃の対象としておりません。また、そういった行為は一切禁止させていただきますのでよろしくお願いいたします。

詳細は「広報いまばり」7月1日号に掲載します。

## ボランティア清掃活動をしてみませんか。

今治市を「**日本一美しいまち**」にするため、平成26年度から市内各地で活動をしています。あなたもグループを作って、活動しませんか。

### 団体の資格

市内の清掃活動を主たる活動とする非営利団体(NPO法人などを除く)で、次の条件に適合する団体

- 団体の代表者が市内在住であること
- 団体の構成員の8割以上が、市内在住であること
- 清掃活動が営利を目的としないこと
- 清掃の活動範囲が、市内の道路、河川、海岸、公園その他公共施設であること



### 補助金額及び補助対象経費

- 補助金額は1団体あたり**1年間で10万円以内**
- 補助対象経費は「清掃用具購入費」「ボランティア保険料」「必要最小限の飲食費」など

※清掃用具については、リサイクル推進課でも貸出を行っておりますので、是非ご利用ください。

## 生ごみ処理機等購入費補助制度をご利用ください。

皆さんが**燃やせるごみ**として出しているごみの半分は**生ごみ**です。  
『生ごみ処理機』を活用して、ごみの減量に取り組みましょう。

### ●補助条件

- ・市内に住所を有し、現に居住している世帯
- ・市税を滞納していない世帯
- ・市内の販売店で生ごみ処理機などを購入し自ら安全に維持管理できる世帯

### ●補助金額

- ・購入金額の2分の1(10円未満切り捨て) **上限金額 20,000円**

### ●補助基数

- ・1年度(4月1日から翌年3月31日まで)につき1世帯1基まで  
(ただし、購入金額が10,000円未満の製品は年間3基まで)

### ●申請方法

- ・市内の販売店や今治市リサイクル推進課に申請書がありますので、販売店の販売証明を受け、申請書、請求書、印鑑、通帳をお持ちのうえ手続きをしてください。

- (※購入日から**1年以内**に申請してください)

